

神戸市社会福祉協議会 SOCIO-ROOTS事業助成 募集要項

1. 目 的

障がい児・者あるいは支援の必要な児童を対象に、地域に根ざした福祉活動やさまざまな事業に取り組むNPO法人、ボランティア団体等や施設に対し、既存の助成事業にはあてはまらない活動を含め、使用する機器・備品等の購入や設備の修繕、人材育成・啓発を目的とした勉強会の開催など、即応性のある助成を行うことを目的とする

2. 助成対象施設・団体

神戸市内において、上記1. にそった活動あるいは事業等を展開している民間団体

3. 助成対象事業・助成額

(1) 助成対象事業

次の全てに該当する事業

- ① 障がい児・者あるいは支援の必要な児童（施設入所児童、不登校・引きこもり児童、DV被害児童等）を対象にした事業
- ② 新たに事業を企画し実施する場合、あるいは活動に必要な備品等の購入・買替えについて、緊急性が高い事業
- ③ 今後も継続できる事業・活動
- ④ 他の助成を受けていないこと

※福祉サービス事業所等新規開設に伴う費用は対象外

※当該年度に同一法人内の複数の施設から申請があった場合は、原則1施設

また、助成を受けた施設・団体は、助成を受けた年度を含め3年間は申請できないものとする。ただし、緊急を要する事業についてはこの限りではない。

(2) 助成金の使途および助成限度額

下記の①～④のうち、いずれかを選択すること

・助成対象事業の内容及び助成限度額

- ① 事業に使用する機器・備品等の購入による環境整備、設備の修繕費用
助成限度額：50万円以内
助成率：対象経費の原則80%以内
- ② 設立より一年未満の団体、施設において急を要する機器・備品等の購入費用
助成限度額：30万円以内
助成率：対象経費の原則80%以内
- ③ 人材育成・啓発を目的とした講演会・講習会・勉強会等の開催費用
助成限度額：30万円以内
助成率：対象経費の原則80%以内
- ④ 研究・調査などの費用
助成限度額：20万円以内
助成率：対象経費の原則80%以内

4. 実施期間

当該年度の予算の範囲内で、随時募集を行う

4月より9月までを前期、10月より翌年3月までを後期として募集

5. 申請

助成申請は、所定の申請書類にて申請

本会HPよりダウンロード

<https://www.with-kobe.or.jp>

6. 助成の決定

助成額は、毎月一度、申請に基づき「ソシオルーツ事業助成審査会」において審議を行い優先事業に対して助成を決定する。

7. 実績報告

助成を受けた施設・団体は、事業完了後、所定の実績報告書に必要書類を添付して報告を行う。

8. 助成金の返還

次の事項に該当する場合は、助成金の返還を求める

- ① 事業を実施しなかった場合、又は著しく規模が縮小された場合
- ② 助成金の目的外使用・不正使用を行った場合
- ③ 虚偽又は不正の行為によって助成金を需給した場合